

2022年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

2022年7月20日（水）

愛知県障害者自立支援協議会

2022年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

2022年7月20日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

愛知県自治センター 12階 会議室E

3 出席者

岩田圭司委員、内村紀子委員、江川和郎委員、岡田ひろみ委員、
木本光宣委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、鈴木斉委員、坪井重博委員、
長坂宏委員、中住正紀委員、新美貴久委員、長谷川宏委員、松崎俊行委員、
松下直弘委員、渡邊久佳委員 16名

(事務局)

障害福祉課長ほか

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

鈴木会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。この協議会は、愛知県における障害のある方々への支援体制に関して、課題を共有し体制の整備に向けた協議を行う場であります。委員の皆様方におかれましては、この趣旨を御理解いただき、会議が充実したものになりますよう、御遠慮なく御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。本日の会議内容は、皆様のお手元の次第にありますように、議題が2件、報告事項が4件となっております。会議の終了時刻は午後5時を予定しております。委員の皆様方の御協力をいただきまして、スムーズに会議を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速、議事に入らせていただきたいと思います。議題（1）の「愛知県障害者自立支

援協議会専門部会の活動状況について」のうち、人材育成部会から始めたいと思います。それでは、小島部会長、よろしく願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について 人材育成部会

人材育成部会 小島部会長

資料1に沿って御説明いたします。議題としては二つありまして、一つ目が、市町村における障害福祉従事者向けの研修の実施状況について、二つ目が、サービス管理責任者等フォローアップ研修のあり方についてです。まず、議題1については部会としても今回取り上げたのは2回目になりまして、以前この協議会の場でも一度、話題として触れております。目的としまして、市町村の研修の実施状況の調査を行い、人材育成の体制の見直しや、県と市町村の研修がより連動していくことを目指した調査となっております。調査の結果としまして、研修テーマの内訳と、今後の課題と書かれているところになりますが、市町村の自立支援協議会が開催する研修等について把握できていないという状況があります。調査を行った際の聞き方として、令和2年度で予算化された研修について教えてくださいという聞き方をしたところ、実際には他にも実施されている研修はあるんですけども、限定された回答になっております。実態として、地域で研修の実施の偏りがあるということもあるとは思いますが、実際にはやっているのに今回の調査で拾えなかったところもありますので、そこは前提としてお断りしておきます。この議題について、部会において意見交換しておりますが、市町村で基礎的な研修が実施できるような体制を整えていく必要があるのではないかという意見が出ております。もちろんプラスアルファとして、いろいろと積み上げていくことについては歓迎するところですが、最低限と言いますか、標準化する中で、基礎的な研修が実施できるようにと考えております。では、その基礎的な研修というのは何に当たるのか、権利擁護ということが一つ部会でも上がっておりますけれども、そのあたりをまず整理していく必要があるのではないかという意見を聞いております。ただ、一方で事業所によって、なかなか人材育成ができる体制でないところもあるということも聞いております。そうしますと、地域単位ですとか、市町村単位ということがやはり重要になるのではないかという御意見もいただいております。ですので、今後また、どんな研修を市町村にお願いしていけばいいのかということや、その研修をどうやって実施をするか、どうすると県の研修との連動が図れていくのかということも、もう少し詰めていく必要があります。ただ、最初に申し上げましたように実施されている研修の拾い方として少し上手くいかなかったところがありますので、もう一度調査をやってみましょうという話が出ています。せつかく再調査を行うのであれば、もう少し市町村側は、例えばど

んな県の研修に期待するのとか、どんな連動の形というイメージを持ってみえるのかといったところもお聞きできればいいのではという話をしているところです。議題1の御説明としては以上です。

続いて二つ目の、サビ管等フォローアップ研修についてです。こちらの研修については、従来から県社協が中心に行ってきたものです。研修の見直しの理由として、サビ管等の研修もカリキュラムが変わりまして、基礎研修を受けて、2年間の実務経験、OJTの期間を挟んで、実践研修を受けていただいて、やっとサビ管、兎発管として従事できることとなっています。昨年度、実際に実践研修が始まりましたが、実際にやってみると、非常に受講者の質ですとか、経験にばらつきが見られたり、実践研修修了後も、すぐにサビ管、兎発管として業務に就けるだろうかと少し心配になるような状況もあり、この従来から行っているフォローアップ研修を上手く活用して人材の育成に繋げていけないかということが今回の検討の理由になっています。委員からの意見にもありますが、一つは、先ほどのお話とも重なりますけれども、事業所によって、OJTと言われても、なかなかどんなことをしていいかわからないというところもあるのではないかと、こういうことをやってほしいということを具体的に示すような研修が必要ではないかとかといった意見があります。また、研修の仕組みの話になってしまいますが、基礎研修と実践研修の間のOJTを、もう少し研修の要件とすると言いますか、しっかりと取り組まない、次の実践研修が受けられないかもしれないというような仕組みというものも必要なのではないかという御意見もいただいています。さらに、資料1の真ん中の実施案についてという部分になりますが、そもそも基礎研修修了者を対象とした研修にするのか、いっそ実践研修まで修了したものに対してフォローアップを行うのか、更新研修を修了した方に対して事業所でどうやってOJTを行っていくのかという研修をした方がいいのか、いろいろ幅のある意見が出ているというのが実際です。いずれにしても部会として、OJT自体は、相談支援の研修でも取り入れられていますし、対人援助にとって不可欠ところもあるかと思しますので、いかにそういう体制を作っていくかということ研修に盛り込むということも必要なのではないかと思っております。それから、今後の課題のところにありますけれども、少し視点の変わった意見としては、意思決定支援ですとか、本人の意思を尊重した個別支援計画の作成といった権利擁護に関するような、基礎的な内容をしっかり取り組めるようなきっかけになる研修のあり方も必要ではないかという意見が出ています。最終的には、実施主体においてどうしていくかということを決めることとなりますので、こういう意見が出ているということを実施主体に提案していくという方向で、今のところは整理しているところです。人材育成部会からの報告は以上になります。

鈴木会長

小島部会長、ありがとうございました。では、ただいまの御説明について御質問、御

意見等がありましたら、よろしく申し上げます。松下委員、申し上げます。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。御報告ありがとうございました。各市町村の研修の取組について調査をされたということで、次の一步として何を考えていけるのかという材料になるものと思っています。以前、この協議会でもお話をさせていただいたことがあります。県としてやる研修、市町村でこそできる研修、団体ができる研修ということで、それぞれの研修があります。これらは重複するところもありますので、ある程度、整理していきながら役割分担が必要ではないかということについての具体的なアプローチだったかと思います。基礎的な研修として市町村段階でやる研修においては、出てきてほしい事業所こそ出てこないということがありますので、もちろん権利擁護も重要ですが、福祉とは何か、あるいは障害福祉とは何かといった障害福祉概論のような形でメニューを提示できるといいのではと思います。新規参入されている事業所で、研修としてeラーニングと称しつつ、とりあえず動画を見て終わりというようなこともあると耳にします。しっかりと研修に参加してもらうことによる評価と言いますか、バッチみみたいなものを少しイメージしていますが、研修に参加することによって、どのくらい人材育成に取り組んでいる事業所なのかということが評価できれば研修に参加するインセンティブになるかと思っています。提案として、お聞きいただければありがたいと思います。また、フォローアップ研修ですが、研修の体系がやはり変わったことによって、かなり四苦八苦しているという状況があります。基礎研修から実践研修に参加された方たちが、このままこれでやり立ちして大丈夫だろうかと思ってしまうところもあります。まさしく事業所でOJTをどういう形で取り組んで、2年間過ごして実践研修に参加してもらうのかというところが重要ですが、国のプログラムの中では具体的にOJTとして何をしてほしいかということは示されてはいません。そのため、場合によっては、これについては県内で少し開発に向けて考える必要もあるのかなと思います。あるいは、その事業所の中でこういった取組をしてほしいというメニューを提示することも必要ではないかと思っています。また、市町村の研修として、基礎研修を受けられた方が、地元のサビ管や児発管の方とともに、事例を検討していくというようなことを繰り返していく、2年間かけて何回かは最低でも受講してくださいというような形でそれを担保にして実践研修に臨んでいただくというような形もあり得るかと思っています。そうすると、フォローアップ研修の対象者像がどうなるかという話になってくると思いますが、基礎研修の修了者は市町村でフォローすると良いのかなと思います。つまり、OJTをなるべく地域のネットワークづくりや社会資源開発という視点で考えると、市町村単位で関係者が繋がっている方がいいだろうと思いますので、基礎研修の修了者は市町村の研修としてフォローしていき、実践研修の修了者が今回のフォローアップ研修の対象になってくるのかなというイメージをしています。更新研修に関しては、OJT

の部分について言えば、スーパーバイズの研修が新たに付加されていますので、そちらの方に委ねることでも対応は可能かと思えます。対象者像をしっかりとイメージをして、その方たちに何を届けるのかということを考えて組み立てをされるといいと思います。1点だけ少し気になったのは、昨年度のテーマとして「リカバリーと個別支援計画」とありますけれども、リカバリーとは元々あった状況が停滞するとか、レベルダウンしたものに対して、これを元に戻すという話だと思います。そのため、このリカバリーというテーマは、そもそもフォローアップではないと思いますので、実施主体の方に少し違うのではないかと申し出ていただくと良いと思いました。

鈴木会長

ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきました。少し部会長に教えていただきたいのですが、実際にいろいろなところが研修をやるようになってきています。それらについて何となく構造化というのか、どこがどんな役割を持って、どんなふうやっていくのかという整理は、人材育成部会の方で話として出ていますでしょうか。

人材育成部会 小島部会長

今、松下委員のお話を聞いていても思いましたが、例えば今回、県の研修と市町村の研修という関係の中ではいろいろと考えていましたが、言われたように、他にも団体がやっている研修というものもたしかにあります。また、先ほどお伝えしたとおり、一口に市町村といっても、市がやっていたり、協議会がやっていたりと、いろいろな研修があります。研修が多いことはいいことだと思いますが、いろいろな研修があることについて全体として整理するというのも必要であると改めて思ったところです。フォローアップ研修のことも、検討する時に実施案として対象者をこのように分けてはみましたが、フォローアップ研修だけで考えるのではなく、必要であれば、この研修はどこで本来やるべきだという整理もあるとも思いましたし、そんな視点こそが大切になっていくのかなと思って聞いていたところです。

鈴木会長

ありがとうございます。その他に、委員の皆さんから御意見等があればお願いします。

長谷川委員

愛知県精神障害者家族連合会の長谷川です。資料1の議題1で、委員からの意見というところがありまして、その中の四つ目の部分ですが、研修に関しては「基礎がないところで専門性を求める研修よりは、基礎的な研修を受けモチベーションを上げることを目的にした方が良い」と書いてあります。これについての方向性ということで、例えば資料中に研修テーマが書かれていますが、これは専門性だとすれば、基礎コースという

ものを設けて、基礎コースは何をやるべきかというところももう少し内容を深めていただいたらいいのではないかと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。御意見として伺っておく形でよろしいでしょうか。その他に御意見いかがでしょう。岡田委員、よろしくをお願いします。

岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田です。松下委員もおっしゃっていましたが、やはり福祉の業界に新しくNPOや株式会社の人たちがたくさん入ってこられて、今まで違う立場の方々がいらっしゃっているので、ぜひ基礎研修も繰り返してやっていただいて、そうした方々が参加しやすいような状況を作っていただくことが大切かなと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございました。本当にいろいろな事業所が参画されてきているので、基礎研修のところも重要になってくるというお話でした。その他にありますでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。地域生活移行推進部会の報告を長坂部会長、お願いします。

議題

- (1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について
地域生活移行推進部会

地域生活移行推進部会 長坂部会長

第1回地域生活移行推進部会の中間報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。まず部会の検討内容を報告させていただく前に、第6期障害福祉計画における取組の方針について、少し説明させていただきます。第6期障害福祉計画におきましては、福祉施設入所者の地域生活移行を推進するとともに、福祉施設入所希望者を減らすため、地域生活を継続するための支援策の強化を図ることとしております。福祉施設入所者の地域生活移行の推進につきましては、昨年度、地域移行事例実態調査を実施しました。調査結果は本日、別冊で参考資料として配付しています。この調査は、大きく二つの構成となっています。一つは、障害者支援施設に対する地域生活移行に関する実態調査として、愛知県知的障害者福祉協会の47会員施設を対象にアンケート調査を実施し、38施設から回答があったものを調査結果としてまとめたものです。別冊の4ページから26ページにアンケート調査の結果が掲載されています。この調査では、地域生活移行の状

況、現在の支援体制、利用者への支援、家族への支援、施設での地域生活移行に関する課題についての実態を調査することで、改めて地域生活移行を取り巻く現状について把握することができました。もう一つは、地域移行事例調査として、実際に地域生活移行された方3名を対象に、地域移行にあたっての支援展開などの事例調査を実施しています。調査結果については別冊の27ページから59ページに掲載しています。この調査では、地域生活移行希望者が、実際に地域生活移行するまでの準備段階、実施段階、定着段階の、支援展開の実例を取り上げることで、地域生活移行における支援上の留意点やアイデア等を知り、各施設での検討や議論を進めることに寄与するものと考えております。具体的には41ページから48ページに事例を記載しています。私もこのプロジェクトに参加しました。私が事例調査に関わった方は41ページからのBさんの事例で、67歳男性の地域生活移行の聞き取りを愛知県知的障害者福祉協会磯村副会長さんと行った内容として掲載しております。Bさんは母子家庭で62歳まで、生活介護やヘルパーを利用して地域で生活していました。いわゆる老障介護でしたが、母親が病気のため自宅で生活ができなくなり、Bさんは、母親不在の自宅では独居生活をできず入所施設に入りました。その5年後、Bさんは同一法人のグループホームへ移行しました。その間に母親は他界しました。私は、Bさんは住み慣れた地域にグループホームがあれば、それを望んだと思います。それはホーム入居を意思決定した場面でも、その聞き取りで明らかでした。一方、入所施設は、緊急一時的、5年という時間が経過しましたが、そのような役割を果たしたと言えます。これは地域生活移行への家族の条件として、施設への再入所ができることや、グループホームが同一法人であれば賛成などのアンケート調査に通じるもので、御家族の入所施設とその入所施設を経営する法人に対する絶対的な安心感、裏返せば、入所施設とその法人は、地域のセーフティネットとしての役割を求められていることの再確認でもありました。これはあくまでも私のような地域の立場からです。ただし、同時にそれは本人の、その時の思いとはイコールでなかったということも確認できました。

次に、取組の方針の2点目として、地域生活を継続するための支援策の強化について検討しました。地域生活支援拠点等の整備につきまして、第5期障害福祉計画では、2020年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することとしておりましたが、第6期障害福祉計画では2023年度末までに、各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を少なくとも一つ確保しつつ、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとなっております。令和4年4月1日現在の地域生活拠点等の整備状況について説明いたしますと、整備済の市町村は51市町村であり、未整備の市町村は3市町です。また、運用状況の検証・検討につきましては、令和3年度中に検証及び検討を実施済が13市町、令和4年度中に評価予定が22市町、未定等が19市町村でございます。検討内容に移りまして、主な委員意見としては、地域生活支援拠点等の整備について、昨年度部会で作成しました「運用状況の検証・検

討のための手引き」について、「市町村にモニタリングを行うことが大切である。」という意見がございました。また、グループホーム整備促進支援制度については、「グループホームの整備については、量から質にシフトしていく時期だと思う。今後はグループホームの支援の質を確保するための内容を充実させていくべきである」等の意見がございました。なお、これは2年ほど前から、部会の中では度々議論となっているものです。最後に、日中サービス支援型グループホームの運用状況等に対する評価については、「地域の自立支援協議会において、年1回評価を実施しているところであるが、評価に対する改善の取組がなされていないケースが見受けられるため、どのように地域に根差したグループホームに導くかが課題となっている」との意見がございました。この3点につきまして、部会後の事務局との調整の中で、それぞれの今後の取組について方向性を検討しました。一つ目の地域生活支援拠点等の整備については、今年度中に文書で市町村へ意見照会を行う方向で検討しており、照会結果が取りまとまりましたら御報告したいと考えております。二つ目のグループホーム整備促進支援制度につきましては、今後の方向性を検討するため、グループホーム支援コーディネーターを部会にお招きし、意見交換を行う方向で検討しております。三つ目の日中サービス支援型については、10月に開催予定の第2回地域生活移行推進部会と同日に、市町村実務担当者会議を開催し、意見交換を開催する方向で検討しております。第1回地域生活移行推進部会の報告は以上です。

鈴木会長

長坂部会長、ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見等がありましたら、お願いします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。御報告ありがとうございました。この中で、やはり大きな課題だと思っているのは日中サービス支援型のグループホームの、これからの在りようについてです。先ほどの人材育成部会からの報告にも繋がってくるかと思いますが、学んでいただきたい事業所ほど来ていただけないという事業種別の一つと言えるかなと思っています。地域の自立支援協議会の場合での報告においても、現場の方ではなくてマネジメントの立場の方が来られて、実態と程遠い報告をされることもありまして、報告そのものが期限まで出なかったという残念な事例もあつたりしましたので、やはり運営そのものに対して心配しています。具体的には入居されている方同士のトラブルが発生した時に、その背景はその生活環境の調整が不調であったということが理由ですけれども、結果として傷害事件に発展してしまい、片方の方は拘留をされるという事案が発生しました。ある意味、これは現場での支援のネグレクトでもあつたとも思いますので、やはり中が見えないという心配が露呈したということだったのだらうと思っ

ています。その時に相談支援専門員がどこまでそこに関われるのかというと、なかなか難しいのかなと思います。入りづらい状況があるとすると、ここに対してどういう形で専門性を上げていってもらうためのアプローチ、むしろ介入ができるのかというのが大きな課題だと思っています。例えば、私たちも団体としていろいろな研修の機会を提供していますが、残念ながら会員ではないところが圧倒的ですので、やはり県や市町村としてどうやってここにアプローチをするのかということは、この協議会で考えていく案件なんだろうと思います。例えば利用されている方たちの実態について、今、どのような課題を抱えているのかということはおそらく市町村が把握されていると思います。そろそろ事例を集めて対策を考えていける時期に入ってきていると思いますので、そうしたアプローチも必要ではないかと考えています。提案ということで、また部会の検討の材料をしていただければと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。今の御意見に長坂部会長、何かあればお願いします。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

貴重な御意見、ありがとうございました。今後、10月開催予定の第2回部会と同日に、市町村実務担当者会議を開催するというところで、行政の方がそこに入るようにしようということで県の方も動いています。今、松下委員が言われた、事例を集めてということもできると良いと思いました。

鈴木会長

ありがとうございます。おそらく、質のところをどうやって見ていくのかということが大きな課題にはなっていくかと思いますので、またいろいろと御検討いただければと思います。その他、いかがでしょうか。

岡田委員

同じ意見なんですけれども、やはり日中サービス支援型は中身が見えてないということで、例えば通院したくても通院ができなかったりとか、病気がまた重くなってしまったりという報告が、私の知る限りでもよくあります。やはり行政の方がどこまで入っていただけるかということがポイントかなと思っていますので、そういうことを地域生活移行推進部会の方で協力してやっていただけるといいかなと思っています。よろしくお願いします。

鈴木会長

ありがとうございます。今のところについて、事務局の方で何かこれからの取組など

お話できることがあれば、お願いしたいと思います。

障害福祉課櫻井担当課長

日中支援型グループホームに関しては、虐待も含めて非常に課題があるということは、地域アドバイザーの方などからも報告としてお聞きしているところです。御存知のとおり国の法施行後3年の見直しの検討のところでも、外部の目が行き届きにくいグループホームについて、外部評価の検討を介護保険の施設と同様に行っていくべきだという意見も出ています。とは言っても、そういった改正がされるまでにはまだ時間を要するかと思いますので、まずは実務担当者の方に集まっていただこうと考えております。先ほど松下委員からの御意見にもありましたように、地域の自立支援協議会で御議論いただく中で、グループホームのマネジメントする立場の方が改善をしていきますとおっしゃられるものの、実際の改善が追い付いておらず、現場の方は、その発言内容を知らなかったりするといった報告も受けております。そのため、実際に市町村の実務担当者の方に実情をよくお聞きした上で、行政として、それぞれ支給決定権者である市町村と、指定権者である県として何ができるかということの勉強をまず始めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。少しずつでも先に進んでいけるといいと思いますので、よろしく願いします。その他はいかがでしょうか。

木本委員

あまり先走ったことを言うのもと思いますが、グループホームは大分、本当に増えてきていて、いいこともあれば、よくない面も出ています。障害者の権利に関する条約については、今後、国連から評価を受けることになっており、おそらくグループホームについての何らかの勧告が出るのではないかとされています。あくまでグループホームありきで考えてはいないとは思いますが、そちらに偏ると、今後、とても危険かなと思っています。やはり、地域生活はあくまで個人がどこに住むか、誰と住むか、自分で決められることなので、知的障害の方も重度訪問介護なりを使い、ヘルパーを使い、地域、アパート、自分の家で住める形で考えていかないと、いずれ困ることになると思います。それは知的障害の方だけでなく精神障害、身体障害の方もそうです。そう考えるとやはり人的な政策を考えていかないと追い付いていかなくなるので、少し先々を見て動いていった方がいいのかなと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。いろいろな情報を先にいただきながら検討していければと思

いますので、どうぞよろしく申し上げます。その他、よろしかったでしょうか。

内村委員

愛知県知的障害者育成会の内村です。グループホームですが、やはり保護者の立場としては、預かっているという意識があるので、少し変だなと思ってもなかなか事業所に言えないということがあります。やはり行政の方からしっかり見ていただいて、指導していただけたら、本人にとっても、保護者にとっても、いい社会資源になってくるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。その他、よろしかったでしょうか。

長谷川委員

第5期障害福祉計画と第6期障害福祉計画について、基本的な話になって申し訳ないですが、第5期においては各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備するということが2020年度末までの目標でした。それが、第6期では3年延びています。ということは2020年度までにやろうとしたことについて、できなかった原因や対策、それが明確になったから2023年度までに達成できるだろうという形で計画を立てていただいたのだと思います。もしそうでなければ、2023年度になって、やはりできなかったということで、また2026年度になってしまうという気がします。そのため、できなかったということの分析について、どういう内容だったか聞きたいと思っています。

障害福祉課櫻井担当課長

資料2において、現状として未整備の市町村が3市町とありますが、これは清須市、北名古屋市、豊山町であり、同じ圏域の市町村です。それぞれの市町村が圏域で地域生活支援拠点等を作れないだろうかという協議をしている中で、やはり自分のところは自分でやりたいとか、あるいは圏域でやりたいといったような意見があり、そこが最後まで上手くまとまらなかったということで聞いております。

長谷川委員

圏域じゃなくて市町でやりたいという意思があるのであれば、圏域との調整ではなく、それに沿って2020年までにお願ひしますという形でできたのではないのでしょうか。

障害福祉課櫻井担当課長

もともとの計画において、各市町村又は各圏域において拠点等を整備するとなってお

りますので、市町村で整備をするのか、あるいは圏域においてある程度まとまった市町村単位で整備するのかというところは任意になっております。そのため、市町村において整備の形態について話し合いを行っていましたが、意見の集約が上手くいかずに、こうした状況になってしまったとお伺いしております。

鈴木会長

おそらく小さな市町村が自分ところだけではできないという状況などがあって、大きな市町村と一緒にできないかということも含めての議論かと思います。3市町村が明確になっていますので、この後、しっかり話し合っていていただいて、先に進めていただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、先へ進めさせていただきます。医療的ケア児支援部会の報告に移ります。事務局から報告をお願いします。

議題

- (1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について
医療的ケア児支援部会

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ木村室長補佐

令和4年度第1回医療的ケア児支援部会の開催結果について御報告させていただきます。資料3を御覧ください。令和4年7月7日に対面により開催し、議題が1点、報告事項が2点ございました。議題は、医療的ケア児支援センターの活動についてということで、今年度4月に設置しました医療的ケア児支援センターについて、活動状況を御説明し、今後のより良い運営に向けて委員の皆様から御意見を伺いました。内容としましては、各センターの相談対応、研修、関係機関連携等の活動状況について御説明をさせていただきました。相談は支援者からがほとんどであり、件数は設置から間もないこともあり、4月は0件に近い状況でしたが、5月から徐々に増えてきております。研修については、訪問及びウェブで2件実施しております。今後も引き続き、各種研修を予定しております。関係機関連携では、市町村職員やコーディネーターに対して、事業説明や顔合わせを目的とした取組を実施しております。今後は、市町村における協議の場へも積極的に関与していくこととしております。また、その他として、センター間の連携に関する取組も行っております。毎月、各センターの担当者が、活動状況や支援に係る課題の検討及び共有を行っております。委員の方からいただいた主な意見は、医療的ケア児の御家族は電話よりもメールの方が相談しやすい場合があるので、メール相談も進めたい。また、市町村職員や医療的ケア児等コーディネーターを始めとした支援者が、支援に対する戸惑いや見通しが持てない等があるので、それぞれの役割を理解して支援できるよう、勉強会や情報の共有の場としての連絡会の開催を広げていき

たいといった御意見をいただいております。今後の取組としましては、医療的ケア児やその御家族、また支援者の方向けの専用のウェブページを作成することや、医療的ケア児支援センターのことをより多くの方に知っていただけるよう、チラシの作成を予定しております。また、県内7ヶ所に設置されます、医療的ケア児支援センターを中心として、地域間格差が縮まるよう支援を進めてまいります。

次に、報告事項になりますが、一つ目として、令和3年度医療的ケア児関連事業の実施状況について御報告しました。市町村における協議の場ですが、昨年度設置予定としていた4市で設置ができたことから、県内すべての市町村で設置済となりました。また、市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置状況ですが、豊根村を除くすべての市町村で配置されております。配置人数は、266名の方が今年度、配置されております。次に、医療的ケア児等コーディネーターの活動及びその成果・課題についてでございます。多くの市町村において、協議の場や、個別支援会議に退院時カンファレンスに参加しており、関係機関との連携が進んだことや、課題等の情報共有ができたこと、また、医療的ケア児の退院前から利用調整を行うことができたなどの成果が上がっております。一方で、管内に医療的ケア児を支援するための看護職員等の人員や設備、施設等の社会資源が少ないことや、医療的ケア児支援の経験が乏しいことにより、適切な支援に繋がれないといった課題が挙げられております。次に、医療的ケア児関連事業の実施状況ですが、新たに保育所や小中高等学校への看護師派遣を実施したり、日常生活用具給付事業として、災害時や緊急時の備えとして、人工呼吸器用バッテリーや自家発電機といった機械に関する外部バッテリー及びポータブル電源の購入補助制度が市町村によって追加されたりしております。市町村における医療的ケア児者の把握の有無及び把握人数ですが、県内市町村の約8割の43市町村で把握に努めていることが分かりました。また人数は、合計で1,961名となっております。次に、災害時における医療的ケア児者の支援については、避難行動要支援者名簿への登録は半数近くの市町村でできている、または概ねできているとの回答に対し、個別支援計画については、できていない等の回答が約7割となっております。

次の報告事項として、医療的ケア児に係る災害対応等の調査研究結果及び自治体の取組事例集についてでございます。この取組事例集につきましては、令和4年5月に厚生労働省から発出された事務連絡を紹介し、国で昨年度、実施しました調査や、その結果等を踏まえた検討結果の共有を行いました。これらの報告について、委員の方からは、市町村の個別避難計画の策定が進むよう、県から指導し、積極的な作成を進めていただきたい。学校での宿泊を伴う行事や、校外行事への看護師派遣を進めていただきたい。また、災害時には、非常用バッテリーの確保や、避難所への移動、また福祉避難所での医療的ケアを実施する上での課題があるなどの御意見をいただきました。簡潔ではございますが、医療的ケア児支援部会の開催結果に関する説明は以上になります。

鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関して何か御質問等ございましたら、お願いします。

江川委員

特定非営利活動法人ビリーブの江川と申します。医療的ケア児の支援については、今回のように医療的ケア児支援センターができたり、コーディネーターやアドバイザーの配置により、とても充実してきて嬉しく思っております。ただ、この資料を見て疑問に思ったのは、医療的ケア児支援センターの活動として、支援者の方が医療的ケア児支援センターに相談するというのは、本来はコーディネーターがやるべき仕事なのではないかということです。コーディネーターが現場で支援して、困ったのものについて、その上の医療的ケア児支援センターに行く流れだったらいいと思います。もし、そうでないとするとコーディネーターの役割が消えてしまうのではないかと思いました。また、勉強不足で申し訳ないですが、私は基幹相談支援センターのセンター長や、地域アドバイザーもやっていますが、この医療的ケア児支援センターの役割が分からず、どのように連携していけばいいのか悩んでいます。ですので、もう少し見える化していただきたいと思います。そうすると、コーディネーターにこういったことをお願いしたい、あるいはこういった支援をしたい、私たちにお手伝いできることはありますかというような連携ができると思います。医療的ケア児支援センターの業務が分からず、お互いの事務の協力ができない感じがありますので、見える化していただき、基幹相談支援センターや地域アドバイザーが連携しやすいような体制をとっていただけると嬉しいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。今の御意見について、事務局からお願いします。

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ木村室長補佐

御意見ありがとうございます。今、お話いただいた中で、まず1点目に関しまして、実際に医療的ケア児支援センターに相談をいただく方々について、資料の相談者という部分に記載しておりますが、ほぼ支援者の方々となっております。この支援者の方々というのは施設の職員であったり、コーディネーターであったりしますので、今、委員から御紹介いただいたような役割をほぼ果たしていただいているものと認識しております。逆に、御家族の方からの相談が直接ほとんどなかったという点に関しては、やはり県がこれまで取り組んでまいりましたコーディネーター等にまずは一旦は繋がって、そこで一旦、困り事などを御相談いただいているものと推察しております。また、2点目に関しては、先日もセンターの担当者会議の場において、いろいろ情報共有をさせてい

いただきました。主に医療的ケア児ではありますが、中にやはり医療的ケア者の方もおりますので、そういった方々の障害福祉サービスへの繋ぎ等はどうしていけばいいかというようなことも話が出たところです。そのため、基幹相談支援センターや地域アドバイザーとも連携をさせていただきたいと考えておりますので、今後の宿題にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

鈴木会長

ありがとうございます。見える化といったところについても、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、おそらくコーディネーターの方たちも研修等を受けてこれから成熟して行く中なので、自分たちが分からない部分を聞いていくというところが、まだまだ多いのかなと思ひますので、さらに成熟化して行くことを願ひたいと思ひます。他にいかがでしょうか。松下委員、お願ひします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。平時の準備と、非常時の準備ということで、非常時の部分については災害のことを取り上げていただけていますが、電源喪失をした時に、呼吸器など各種医療機器が災害時にもしっかりと維持できるかというのは大きな課題だろうと思ひます。そうすると、支援者間での連携もさることながら、医療機器メーカー等との連携ということも、今のうちに準備をしておかれるといいかと思ひます。蒲郡市だったと思ひますけれども、メーカーと連携しながら避難訓練をやられた実績があったかと思ひます。そうした部分についても、平時から準備をして訓練等に取り組まれると良いと思ひますし、そういった情報を周知して各自治体で共有できるようにしていただければいいと思ひます。おそらく、そういった機器メーカーは全国展開をされていたり、営業所がたくさんあるという訳ではありません。災害が発生した時には、全国的に被災をするということにもなりますので、どこまで対応できるのか、どこの部分は自治体で準備をしておかなくてはいけないのかというようなことを検討しておく必要があると思ひます。そうしたことも、また議論の材料にいただければと思ひます。参考情報ですけれども、医療的ケア児支援センターの協議会が、秋頃にどうも全国的なものが出来上がるというふう聞いていますので、県内の情報共有だけでなく、全国的なセンターの取組についても、また知見を深めていただきながら、県の施策に反映していただけるとありがたいと思ひます。

鈴木会長

ありがとうございます。その他はよろしかったでしょうか。各部会の御報告について、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題（２）の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況

について」、事務局から説明をお願いします。

議題

(2) あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

議題2の愛知障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について説明いたします。資料4を御覧ください。はじめに、障害者計画に関する事項でございます。左から項目欄、計画策定時の数値、本計画の目標数値を示しており、太枠で進捗状況等を示しております。一部、御報告させていただきます。目標が達成された項目もありますが、資料の真ん中辺り、成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合については、目標の100%に対して、進捗率が61.1%となっております。また、その下の項目である、成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置している市町村の割合は、目標の100%に対して、進捗率42.6%となっております。計画策定時の数値に比べては改善しております。今後の取組方策にありますように、引き続き、市町村の体制整備に向けた支援を行ってまいります。また、一番下の項目、障害者スポーツ参加促進事業の参加者数については、目標の650人に対して、現状は360人、進捗率55.4%と低い数値となっております。これは、新型コロナウイルス感染症防止対策として、参加人数を縮小したこと、障害者支援施設へ訪問して、少人数のスポーツ体験や、オンラインによる体験を実施したことによります。なお、項目により、進捗率欄が「-」となっているところがありますが、今年度、調査予定のものや、今年度中に集計を行うため、現在数値を示しておりません。次に、6ページを御覧ください。障害福祉計画に関する事項でございます。一番左側の項目欄に対して、第6期計画の目標を示し、その隣に進捗状況等を示しております。一部、御報告させていただきますと、1①地域生活移行者数の増加については、目標移行者数142人に対して、2021年度までの累計が53人、進捗率37.3%となっております。地域移行が進まない要因としては、50代以上の方や、区分5、区分6の方が多いことから、現在入所されている方は、高齢化、障害の重度化が進んだ方が多いことなどが挙げられます。このため、今後の取組方策でございますが、グループホーム等を活用した地域生活体験モデル事業の実施や、グループホームの世話人の確保に取り組んでまいります。次に、2②の1年以上長期入院患者数の削減のうち、(1)ですが、65歳以上の患者数については、削減目標1,030人の減に対して、2021年6月末時点の現状値は35人増となっております。進捗率はマイナスの3.4%となっております。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外出や外泊の機会が減り、地域移行のための準備が十分できてなかったことが影響していると考えられます。続きまして7ページを御覧ください。県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。一番左側の事業名に対して、指標を示して、隣から2021年度の見込や実績等を示しております。

す。概ね見込どおりの実績を上げておりますが、事業によっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な制限が生じたため、見込値より低い実績となっております。今年度におきましても、感染症の状況を注視しながら、見込どおりになるよう努めてまいります。8ページ以降につきましては、障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績等について、集計表、利用実績の詳細や圏域別の資料になります。最後の11ページにつきましては、障害福祉サービス以外の見込量に対する実績となっておりますので御確認いただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

鈴木会長

ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。

木本委員

今、御報告いただいた6ページの地域移行の話で、なかなか進まないというところの理由として、障害が重い方や高齢の方が多いいことを伺いました。まさにそうだろうと思います。基本的に施設なので、軽い方がいるのはあまり考えにくいですので、重度の人をどう地域移行してもらうのかは始めから頭に入れておく話だと思います。ですので、今後、どういうふうにそういう重度の方に地域移行していただけるのかを考えないといけないと思います。私たちの市町村でも、身体障害ある方で平成15年以降、私が知る限りで一人も地域移行された方がいません。私たちの力不足も含めて、社会資源をどう増やすかを考えないと、おそらく到底無理だろうなと思います。私たちも頑張っていきたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。おそらく、この状況というのは、全国的にも同じような状況が出てきていて、当面は出られる方たちが出ていく中で、残っている人たちをどうしていくかということと、長期に渡って入所施設にいらっしゃる方が本当に地域に出たいと思ってくださるかどうかということがあると思います。一応、たしか以前、御本人さんたちへのアンケートを取っていただいているのではないかと思いますので、その辺も見ながら、私どもの方の力もしっかりとそこにも投入できたらなと思います。その他よかったですでしょうか。

それでは、次の報告事項に移ります。報告事項は1から4までございますので、事務局から一括して説明をしていただきたいと思います。質問は、後ほどまとめてお受けしますので、よろしく申し上げます。

報告事項

- (1) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について
- (2) グループホーム整備促進支援制度事業実施計画について
- (3) 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況
- (4) あいち障害者雇用総合サポートデスクについて

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

お手元の資料5、12 ページを御覧ください。令和4年度第1回障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について説明いたします。今回は、地域生活支援拠点等の整備状況及び運用評価等のほか、令和3年度地域アドバイザー事業の取組状況を取り上げました。地域生活支援拠点等については、第6期障害者福祉計画で目標を掲げておりますが、先ほどお話しましたとおり、3市町が未整備となっております。また、運用状況の検証及び検討につきましても、19市町村が未定等となっております。引き続き、地域アドバイザーと協力して整備に向けた働きかけを行ってまいります。また、主な意見として、ここでもやはりグループホームの質の担保の問題等の話がありました。また、セルフプランのことも取り上げられました。セルフプランについては、本来は、障害者本人の保護者を含めてエンパワメントの観点からは望ましいものではありませんが、中にはやはり相談支援事業所数が少なく環境整備ができていないといった状況で、限りなく努力してもやむを得ない場合に、本人の意思を確認した上でセルフプランでやっているということもあるかと思えます。平成26年2月に発出された厚生労働省の通知は、そうした本来の趣旨を改めて確認させるものでありましたが、今ではまた、セルフプランの支給決定のあり方などが問題になってきております。そうしたことについて、県でも実態は把握できてないところもありますので、市町村に対してセルフプランの調査を行い、取組状況や市町村のセルフプランに対する考え方など、市町村の実態を把握したいと考えております。その調査結果を踏まえて、地域アドバイザーの意見を聞きながら、どのように進めていくのか考えていきたいと思っており、次の障害者相談支援アドバイザー会議で御報告できればと思っております。

続きまして、13 ページの資料6を御覧ください。令和4年度のグループホームの整備促進支援制度の事業実施計画についてでございます。グループホームの支援力の向上を目指し、6月9日にスタートアップ相談会を実施しました。これは令和3年度に5月の説明会と8月の相談会①として行っていたものを合わせて、今年度は午前と午後に分けて引き続いて実施したものであります。また、グループホーム見学・相談会も、見学会の後に新たに相談会を実施することとしております。その他、モニタリング調査やグループ相談会も引き続いて実施してまいります。グループ相談会では、虐待防止の取組をテーマの一つとして講義を行いますし、6月9日に実施しましたスタートアップ相談会でも、コーディネーターの方に虐待のことを取り上げて説明していただきました。そ

ういう面で、グループホーム整備促進支援制度自体は、量的な整備から最初はスタートしておりますが、質的な面も含めて、今やれる範囲のところで少しずつやらせていただいております。以上、グループホーム整備促進支援制度の事業実施計画について御報告させていただきました。

教育委員会特別支援教育課山田主査

日頃は本県の事業に対しまして御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。それでは 14 ページ、資料 7 を御覧ください。第 2 期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策と目標及び進捗状況について説明させていただきます。それでは幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の状況から説明します。1 多様な学びの場における支援・指導の充実の(2)個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上の部分を御覧ください。この数年、作成率は着実に伸びていますが、通常の学級に在籍している、通級指導を受けていない特別な支援の必要な児童生徒の作成率は 50%から 60%台でありますので、通常の学級における作成率の向上に向けた取組を重点的に進めてまいります。また、その下に記載しております、支援情報の引継ぎ率ですが、中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の引継ぎは、高等学校における通級による指導の制度化を受け、より一層重要となりますので、県としましては、中高連携特別支援教育推進校研究の成果を、市町村教育委員会や高等学校、中学校に還元し、引継ぎ率の向上を図ります。続きまして、2 教員の専門性の向上の(1)研修の充実の部分を御覧ください。特別支援教育に関する研修会の参加率については、すべての教員が適切な支援指導を行うための研修を受講するように取り組んでおります。引き続き、研修の参加の啓発に努めていきたいと思っております。また、教員の専門性の向上を目指して、特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上や、リーダーとなる人材の育成のための人事交流についても取組を進めてまいります。3 教育諸条件の整備の(1)小中学校への特別支援学級の設置につきましては、小学校も中学校も学級数が増加しております。特別支援学級では、本人保護者の意見等を踏まえて、障害者に応じた支援指導を行えるように取り組み、今後も特別支援学級を適切に設置していきたいと思っております。(2)高等学校の通級指導教室の設置については、設置校数の拡大に取り組んでいます。高等学校における通級による指導のニーズを把握し、必要な環境等の整備の充実を図っております。今後も児童生徒の教育的ニーズに適切に応えられるよう、教育諸条件の整備に取り組んでまいります。

教育委員会特別支援教育課尾野主査

続きまして、15 ページの特別支援学校の実施状況について説明をさせていただきます。(2)医療的ケアの充実についてであります。各学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数の増加に伴いまして、医療的ケアの内容につきましても、複雑化、多様

化、高度化しております。こうした内容に対応ができるよう、適切な医療的ケアが実施できるように、看護師の増員を図っております。2 教員の専門性の向上についてです。特別支援学校教諭等免許状の普及率 100%に向け、令和 3 年度採用教員から特別支援学校教諭等免許状を保有または取得見込を受験資格とさせていただいております。また、免許状を未保有の教員に対しましては、取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や愛知教育大学を始め現職教員に対する公開講座などを積極的に受講し、早期に免許状を取得できるよう強く指導するなど、引き続き速やかな免許取得を促してまいります。3 教育諸条件の整備についてです。今年度、令和 4 年 4 月に本県初となる知的障害と肢体不自由の学級を併置する、にしお特別支援学校が開校いたしました。今後につきましては、通学環境の改善としまして、知多地区から千種豊学校へ通学する幼稚部、小学部の幼児児童生徒の長時間通学の解消を図るため、令和 5 年 4 月に千種豊学校ひがしうら校舎を開校いたします。また、岡崎特別支援学校の安全対策と学習環境の改善を図るために、令和 6 年 4 月に現在ある本宿町から美合町に学校を移転いたします。最後に 4 就労支援の実施状況についてです。平成 27 年度から配置を進めております就労アドバイザーにつきましては、令和 3 年度に 1 名増員し、4 名の配置となり、新たな実習先や就労先の開拓、企業等とのより良い連携のあり方について専門的に取り組んでおります。また、知的障害特別支援学校の就労支援の充実を図るため進めてまいりました、知的障害特別支援学校高等部への職業コースにつきましては、令和 2 年度を以てすべての知的障害特別支援学校の高等部において設置が完了し、職業教育の充実を図っております。

就業促進課松永課長補佐

資料 8、あいち障害者雇用総合サポートデスクについて御報告いたします。まず、1 サポートデスクの概要でございますが、県と愛知労働局が一体となって、障害者雇用に取り組む企業の課題に応じて対応する企業向けの相談窓口となっております。各地域において、障害者就業・生活支援センターがハローワークや就労支援機関など関係機関と連携を図りながら、障害者の就業及び就業に伴う日常生活、社会生活上の相談支援を一体的に行ってみえますが、サポートデスクでは、企業に対して地域を越えて就労支援機関と連携しながら、障害者の受け入れから雇い入れ後の定着支援までの切れ目のない支援を行うことにより、県内の障害者雇用と職場定着のさらなる促進を図っております。2 主な事業内容としまして、企業相談窓口の設置・運営でございますが、具体的には、企業の相談内容を聞き取り、受け入れ準備支援であれば、他社の雇用事例の紹介や、採用後の助成金のこと、また、障害者雇用に対し具体的なイメージを持っていただくよう、就労支援機関や他の企業で実際に働く姿などを紹介し、こういったものを計画していただくためのコーディネートを行っております。採用活動支援であれば、障害特性に合った求人募集に関する提案や職場実習の推進を図るため、就労支援機関への実習を受け入れる企業の情報をネット上で提供しております。職場定着支援においては、企業だけで

は対応し難い課題や問題に対して、あいちジョブコーチの派遣や、地域の就労支援機関との連携を推奨し、企業と地域の就労支援機関の橋渡しを行っております。次に、就労支援者の養成でございますが、あいちジョブコーチとして活動いただくための就労支援者の養成のほか、スキルアップ研修、障害者就業・生活支援センター担当者のスキルアップ研修なども実施しております。その他、障害者雇用PR動画を作成し、ホームページにて公開を予定しております。3 利用実績につきましては、御覧のとおりで年々増加をしております。

鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの4件の報告事項について御質問、御意見はございますでしょうか。また、多くの報告をいただきましたので、発言に際しては何に関する御質問や御意見なのかということの説明をいただいでから発言していただきますよう、よろしく申し上げます。それでは、内村委員、申し上げます。

内村委員

愛知県知的障害者育成会の内村です。16 ページのあいち障害者雇用総合サポートデスクの件ですが、あいちジョブコーチは何名ほどみえますでしょうか。

就業促進課松永課長補佐

就業促進課松永です。御質問ありがとうございます。申し訳ありません、即答をしかねますのでまた確認して、御報告させていただければと思います。

(後日回答：あいちジョブコーチの令和3年度登録人数69人)

鈴木会長

ありがとうございます。よろしかったでしょうか。他に御意見よろしいでしょうか。長谷川委員、申し上げます。

長谷川委員

グループホームの件について、今日もいろいろ話をしましたが、12 ページの資料5、主な意見の3つ目のところで、「グループホームについては、事業所数は増えているものの、質の担保が課題となっている。」と書いてあります。また、2 ページの資料2に戻っていただきますと、ここにも同じようなことで右下の方に、日中サービス支援型グループホームについては「評価に対する改善の取組がなされないケースが見受けられるため、どのように地域に根ざしたグループホームに導くが課題となっている。」と書かれています。要は、課題として問題を提起されているということは理解できますが、この課題に対してどのように対処していただけるのでしょうか。

鈴木会長

事務局から、よろしく申し上げます。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

グループホームのお話でございますが、たしかに量から質へシフトをしていくべきという話もありますが、グループホーム整備促進支援制度がスタートした平成 26 年度にはグループホームがまだ整備が十分ではなく、平成 25 年度以前の全国調査でも、人口 10 万人あたりのグループホームの利用者数は全国で下から 2 番目の順位という状況でした。現在は、令和 3 年 8 月の利用状況として、人口 10 万人当たりのグループホームの利用者数は、愛知県は全国で 34 番目であります。そういう意味では、整備はたしかに進んできております。ただ、34 番目というのは、そこをどう捉えるかはいろいろ評価が分かれるところでございます。一方で、知的の重度障害者の方がまだ入所できず待機しているという報道もございますし、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会の方でも、そういったところの整備は必要であるということで上がってきている状況です。そういう意味では、量的な確保がまだ必要であるとは思っておりますが、単に整備をしていくというところではなくて、やはりその特性に絞って考えていくということも一つの質であるのかなと思っております。ただ、実際にどういうふうにやっていくかについては、地域生活移行推進部会の長坂部会長からの御報告にもありまして、グループ整備促進支援制度において、現場で働くコーディネーターの方がおりますので、まずその方々のお話を聞きながら考えていきたいと思っております。コーディネーターの方も、実際にグループホームの管理をされている方ですし、モニタリングにも入っていただいているところでございますので、そういったところの話を聞きながら体制の整備を考えていく必要があると思っております。地域の自立支援協議会で評価したにも関わらず、なかなか評価について改善がされない、実効性が担保されていない状況があるというのも事実でございます。支給決定をしている市町村に対して、まずは何か一つ取っかかりをスタートさせないといけないと思っておりますので、日中サービス支援型グループホームが所在する市町村の担当者をまず集めて、現状の把握と、支給決定をどのような形で、どのような連携を取って行っているのかなどの実情把握などを行いながら、今後の対策をどうしていくのかを考えていきたいと思っております。

鈴木会長

よろしかったでしょうか。他にはいかがでしょうか。岡田委員、お願いします。

岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田です。13 ページの「グループホーム整備促進支援制度 事業実施計画」のことですが、これは施設から地域へという形で進められてい

るんですけれども、発達障害の人は、地域から地域へということで、目標は一人暮らしなんです。そのクッションとしてグループホームを利用させていただいて、そこで少し練習をしてゆくゆくは一人暮らしという希望の方がたくさんいらっしゃるので、グループホームの種類もいろいろあっていいんじゃないかと考えています。ぜひ、地域移行ということは分かるんですけれども、地域から地域へそのままグループを利用して地域へ住み続けるという形で、いろいろなグループホームがあっていいんじゃないかということで進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。何か事務局からありますでしょうか。

障害福祉課櫻井担当課長

今、御意見いただいた部分につきましては、ちょうど国の方でも、グループホームの類型として、一人暮らしを見据えたグループホームということで検討もされております。しっかりとそういったところも捉えながら、県としてもやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。その他、御意見等はいかがでしょうか。

坪井委員

豊田西病院の坪井と申します。あいち障害者雇用総合サポートデスクの件で、少し質問させていただければと思います。最近ですと発達障害、特に自閉症スペクトラム障害であるとか、注意欠陥多動性障害の方、あるいはそのニュアンスがある方で受診される方々も増えております。そういった方を、就労の方にまた戻っていただくとか、就職ステップとしてサポートする上で、私たちも努力はしているんですけれども、やはり企業、事業所の方の理解が非常に大切になると思います。特に発達障害の方というと、環境への適用ができないことも多いので薬を使ったりということも大事ではありますが、やはり中心になるのは、環境の配慮だとか整備だと思います。それをサポートデスクの就労支援者の養成といったところで、具体的にどの程度、発達障害への理解を深めるような取組がされているのかというのを少し知りたいと思います。

就業促進課松永課長補佐

御質問としましては、就労支援者の方が企業に対してどのような支援をしているかということでよろしかったでしょうか。

坪井委員

相談窓口の方で、企業の方に発達障害の理解を深めるようなフィードバックであるとか、御対応をされているのかを知りたいと思います。

就業促進課松永課長補佐

やはり精神、発達障害の方につきましては、企業の理解というものがとても重要でございます。その辺りにつきましては、例えば出前講座のような形で希望があった場合に、企業の方に出向いて人事やトップの方、若しくは現場の方を対象とした講座というものをやっております。実際に一緒に働く方たちの環境を整えていく、受け入れる側の環境を整えていくということを行っております。それから、個々の事例にはなりますが、企業のいろんな困り事に対して丁寧に支援をしていくということで、ジョブコーチの派遣につきましても、すぐに対応ができるように、要望があった場合には近くで特性に応じた支援ができる方を派遣するような形で進めております。

坪井委員

ありがとうございます。就労支援者の養成や研修の際にも当然、発達障害のことには触れているのでしょうか。

就業促進課松永課長補佐

そういったことも、もちろん取り上げております。

坪井委員

ありがとうございます。今後、非常に大切なことなので理解が深まるようなサポートを行政の方からも強く行っていただけるとありがたいです。

鈴木会長

ありがとうございます。支援者の質についての課題かと思います。それでは他にいかがでしょうか。中住委員、お願いします。

中住委員

愛知県精神保健福祉士協会の中住です。質問ではありませんが、僕は今、相談支援事業所で仕事しています。勤務してまだ4年ですけれども、セルフプランは、そういうエンパワメントの効果を意図して開始したことも恥ずかしながら知りませんでした。この4年間の経験上で、セルフプランの人こそ、何かいろいろな問題が生じていると感じています。セルフプランの人は相談支援専門員がつかないけれど障害福祉サービスを利用する。だけど、その利用した事業所は支援ネグレクトと言いますか、関わりに距離を置

く形になる。それは行政の問題ではなくて、関わっている事業所や、支援者の資質問題だと思っています。それが、今日、話をしてきた支援者の資質向上といったところとすごく関係しているんだらうと、お話しを聞いていて強く感じました。どなたかが基礎知識をしっかりとおっしゃっていましたが、僕はすごくそれに賛同しています。基礎知識を何度も何度も修学することによって、実践に生かせるんだらうと思います。そこがないと、おそらく、それぞれの支援者が自分が何をやっていいか分からなくなると思います。それから、もう一つグループホームに関して少し意見があります。安心してグループホームの利用をすすめることができないという状況があり、前回のこの協議会でも、「行政もっとしっかりしてよ」みたいに聞こえた部分がありましたが、そうではなくて、各市の自立支援協議会と行政などが力合わせて、強硬と言っては言葉はよくないですが、そういう問題があるグループホームに、しっかり関わっていかないといけないのだらうと思っています。それをどうにかするのが愛知県の自立支援協議会の役割なんだらうなと感じました。

鈴木会長

ありがとうございます。福祉の業界において、本来であれば自分たち自身が自己研鑽をしながらサービスをしっかり提供していくというところですので、実は支援に関わっている私たち側の方が、自分たちの周りの人たちをどう育てるかということが非常に重要だらうと思っているところです。ただ、そういったところに関して、不足している部分については、市町村や県の方々の力を借りながら展開していければよいかなと思っています。その他、よろしかったでしょうか。

内村委員

愛知県知的障害者育成会の内村です。16 ページのあいち障害者雇用総合サポートデスクの件について伺います。企業からの相談について、企業の規模はどういった感じでしょうか。

就業促進課松永課長補佐

やはり中小企業が多いかと思います。

内村委員

今、質問したのは、愛知中小企業家同友会の中に障害者自立応援部会という会がありまして、そこの方が年に2回お仕事体験ということで県内を順番に回っています。頑張っていて活動してみえます。やはり企業の方が障害のある方を採用しようという気持ちがないと進まないの、ぜひ企業の方への働きかけをよろしくお願ひしたいと思っています。

鈴木会長

はい、その辺りをよろしくお願ひしたいと思います。それでは、時間になってきましたので長坂部会長、最後に別冊の参考資料について補足説明などがあれば、お願ひします。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

ありがとうございます。今日は、地域移行のことやグループホームのことについて、たくさん意見が出ました。知的障害者福祉協会は、たくさん入所施設を持ってみえますが、私も今回、このプロジェクトに参加して、入所施設は入所施設なりに、一生懸命地域へ送り出そうとされているということがよく分かりました。地域の側で見ている私たちと入所施設は対立軸ではなく、やはり、時に選択したり、循環したりしていくものだとして改めて感じたところです。もう一つは、この部会の名称は「地域移行」と言わずに「地域生活移行」と敢えて言っています。この部会の、前々任の部会長に山田優さんという方がみえて、地域の暮らしということにすごくこだわって、地域移行ではなく地域生活に移行するんだということ言われていました。自分もこのプロジェクトの中で、地域生活とは何だろうということ、もう一度考えた方がいいのではないかと主張させてもらいました。グループホームイコール地域生活とならないこともありますし、先ほどのように日中サービス支援型のグループホームは小さい箱の中に閉じ込めてしまって何も外から見えないというようなお話もあります。それは、やはり地域の暮らしではないと思います。グループホームだけが地域の生活でもないと思いますので、そういう意味でもう一度、地域とは何かというところの定義は必要ではないのかと思いながら今回、関わりました。あくまでも地域の側としてということですが、同時に今日、この場にお越しの地域アドバイザーで、このプロジェクトに入所施設の施設長の立場で関わられた方がみえますので、入所施設の施設長さんとして地域への生活に移行するという辺りの思いや取組について、もし時間が許せば語っていただくとありがたいと思います。

鈴木会長

それでは、どなたかお願ひできますでしょうか。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

阪田さん、お願ひします。

西三河北部圏域 阪田地域アドバイザー

地域アドバイザーの立場ではなく、入所施設の施設長という立場で発言をさせていただきます。私のところでも入所施設をやっています、待機者が40名を超えています。

50名の入所から始めて、今は定員を10名減らして40名ですが、やはり地域生活を送る上で、家庭などの環境が疲弊すれば、当然、入所施設の役割というのはとても重要になると思っています。昔よりも重要性はとても増している気がします。ただ、やはり権利擁護の視点も含めてですが、その人がその人らしく生きようと思うと、入所施設だけの機能ではどうしようもないということも分かっています。そのため、ぜひ入所施設をやっている人たちも市町村の地域生活支援拠点等のワーキングチームなどに加えていただくなどすると、より地域生活が進むように感じました。私は、自分で体験しながらアドバイザーもしつつ、ますます入所施設機能の大切さもあらためて学びました。冊子の中でも、感想のようなことを書いていますので、読んでいただければ嬉しく思います。

鈴木会長

ありがとうございました。また、さらにしっかりと読ませていただければと思います。それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。この後は、司会を事務局に戻します。どうぞよろしく申し上げます。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

鈴木会長、議事の取り回し、どうもありがとうございました。ここで1点だけ口頭で御報告させていただきます。新型コロナウイルスの感染症の発生状況でございます。施設を利用されている方の感染状況ですが、6月末時点の調査（6月の1か月間）で、施設利用者251人の方が感染され、同じく職員の方は156人、合計407人の方が感染しております。昨日の7月19日の県内の感染者数は3,668人であり、東京都でも1万1,000人を超えております。県といたしましても引き続き、関係機関や市町村と連携しまして感染症対策に努めてまいります。皆様におかれましても御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。なお、他部局の所管になりますが、県の施策といたしまして、愛知県では、高齢者、障害者の入所施設等の利用者と従事者及び在宅の高齢者と障害者への新型コロナワクチンの4回目接種を促進するため、巡回接種を行う医療機関に対しまして県独自の財政支援を行っておりますので御報告させていただきます。本日は、長時間に渡り、熱心な御協議、御意見をいただき、ありがとうございました。今回の議事録につきましては、後日、発言いただいた委員の皆様にご確認いただきました後、県のホームページに掲載させていただく予定ですので、御了解いただきますようお願い申し上げます。以上をもちまして、2022年度第1回愛知県障害者自立支援協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

5 欠席委員の意見

（事前質問①） 地域での暮らしの中で、どのような助けがあると思いますか。
（増田恵輔委員） 近くの店（コンビニ）で自分のことをわかってもらいたい。

(事前質問②) この会議で話をしたい(取り上げてほしい) ことがあれば、お書きください。

(増田恵輔委員) 福祉施設の人手不足です。